

令和元年度 第4回 岩手県森林審議会林地保全部会

日 時 : 令和2年3月25日(水)
10:00～

場 所 : 岩手県水産会館5階大会議室

審 議 次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 報告事項

10ha未満の林地開発許可(令和元年12月13日～令和2年3月24日)について

【資料No.1】

4 審議事項

(1) 八幡平市平館第1地割地内の工場、事業場の設置(産業廃棄物管理型最終処分場)に係る林地開発許可について

【資料No.2】

5 閉 会

令和元年度 第4回 岩手県森林審議会林地保全部会出席者名簿

区 分	役 職 名	氏 名	摘 要
岩手県森林審議会 林地保全部会	部 会 長 委 員 委 員 委 員 委 員	伊藤 幸男 川村 冬子 郷右近 勤 佐藤 美加子 猪内 次郎	
事 務 局 岩手県農林水産部 森林保全課	総括課長 技術主幹兼保全 ・ 治山林道担当課長 主任主査 主任主査 主 査 主 査 主 任 (静岡県派遣)	西島 洋一 千葉 幸司 石亀 竜太 溝上 賢太郎 岸上 潤 音喜多 陽子 野末 尚希	

【 報 告 事 項 】

10ha 未満の林地開発許可（令和元年 12 月 13 日～令和 2 年 3 月 24 日）

について

岩手県森林審議会林地保全部会

令和 2 年 3 月 25 日

森林審議会の意見聴取を要しない10ヘクタール未満の林地開発許可について

令和元年12月13日開催の森林審議会で「森林審議会の意見聴取を要しない10ヘクタール未満の林地開発許可実績」について報告しましたが、前回報告から令和2年3月24日までの許可実績は、工場、事業場の設置2件、6.4326ヘクタール、農用地の造成1件、3.0112ヘクタールで合計9.4438ヘクタールとなっています。

10ヘクタール未満の林地開発許可一覧表

(令和元年12月13日から令和2年3月24日まで)

開発行為の目的	件数(件)	許可面積(ha)	摘要
工場、事業場の設置	2	6.4326	
農用地の造成	1	3.0112	
合計	3	9.4438	

森林審議会諮問対象外の林地開発許可実績（目的別）

（令和1年12月13日～令和2年3月24日）

No.	開発行為者名	開発の目的	開発行為地	区域面積 (ha)	森林面積 (ha)	許可面積 (ha)	許可年月日 (予定)	備考
1	藤原 健	農用地の造成	一関市大東町大原字外大久保64番ほか5筆	4.7307	3.1093	3.0112	R1.12.26	草地
2	和賀仙人鉱山株式会社	工場、事業場の設置	一関市東山町田河津字横沢242番3ほか12筆	6.8081	4.1960	2.8568	R2.1.7	資材置場
3	新畑 基	工場、事業場の設置	二戸市浄法寺町長坂70番28ほか1筆	6.7870	6.0262	3.5758	R2.1.21	養鶏施設
	合計	3件		18.3258	13.3315	9.4438		

【森林審議会諮問対象外】
 林地開発許可累計面積が10ha未満のもの。

【 審 議 事 項 】

八幡平市平館第1地割地内の工場、事業場の設置(産業廃棄物管理型最終処分場)に係る林地開発許可について

岩手県森林審議会林地保全部会

令和2年3月25日

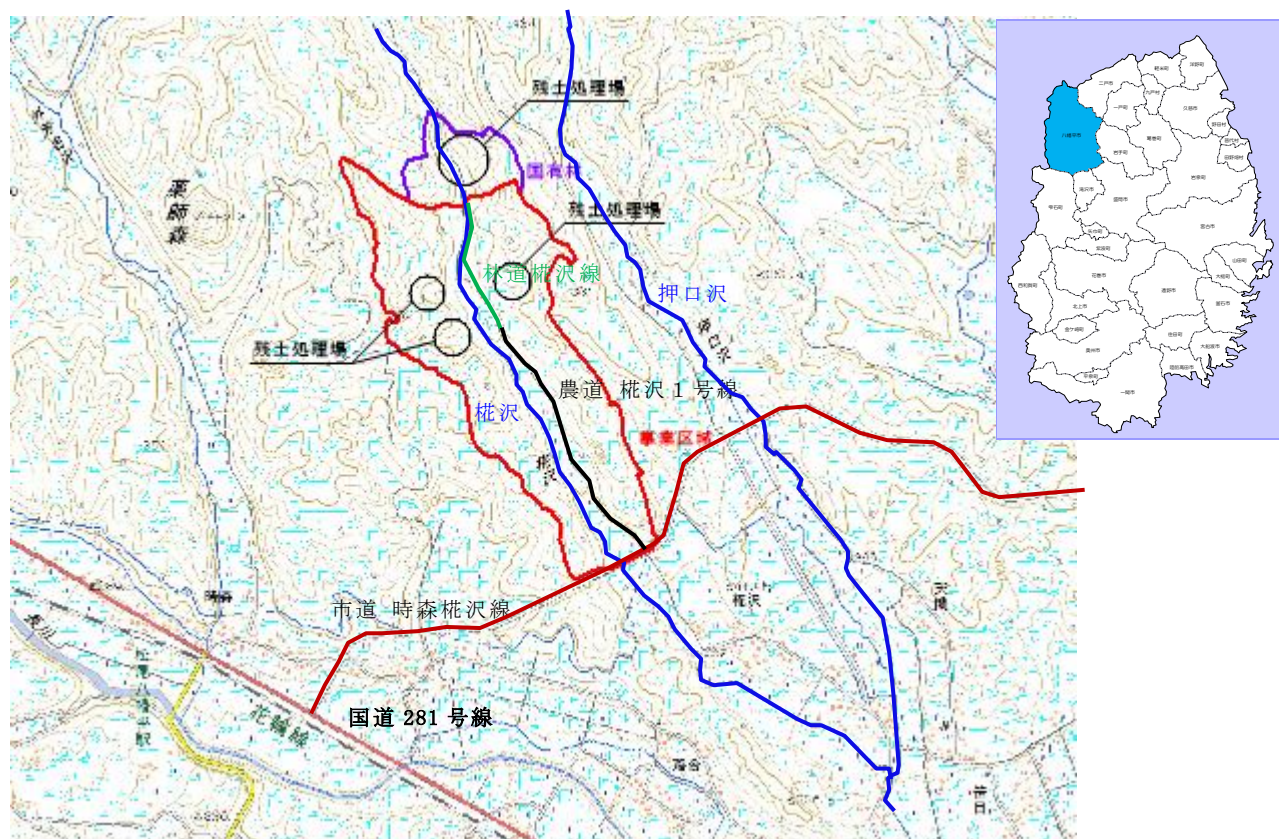
1 申請概要

申請者	住所氏名	奥州市江刺岩谷堂字大沢田 113 番地 一般財団法人クリーンいわて事業団
申請場所	八幡平市平館第1地割 160 - 92 ほか 72 筆	
申請の目的	工場、事業場の設置（産業廃棄物管理型最終処分場）	
計画期間	許可の日から令和 61 年 3 月 31 日	
申請面積	28.0798 ヘクタール（事業区域面積 63.4291 ヘクタール）	

2 申請地の状況

位置	八幡平市役所より北北西約 2 km に位置
標高、傾斜	標高 293～405m、傾斜 8～27 度
周辺の主な施設及び状況	<ul style="list-style-type: none"> ・事業区域の南側で市道時森柵沢線に接しており、この市道を経由し、国道 281 号に接続する。 ・事業区域の南側に時森地区、落合地区、柵沢地区がある。
周辺の自然・地物の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・事業区域内を柵沢が流れており、下流で押口沢と合流し、一級河川赤川に流入する。 ・事業区域北側の国有林内にため池がある。 ・事業区域周辺は森林や田畑に囲まれている。
林況	申請地の林況はスギ 11%（21～44 年生）、アカマツ 25%（36～89 年生）、カラマツ 10%（36～89）、ヒノキ 0.1%（36 年生）、広葉樹 54%（17～88 年生）

位置図

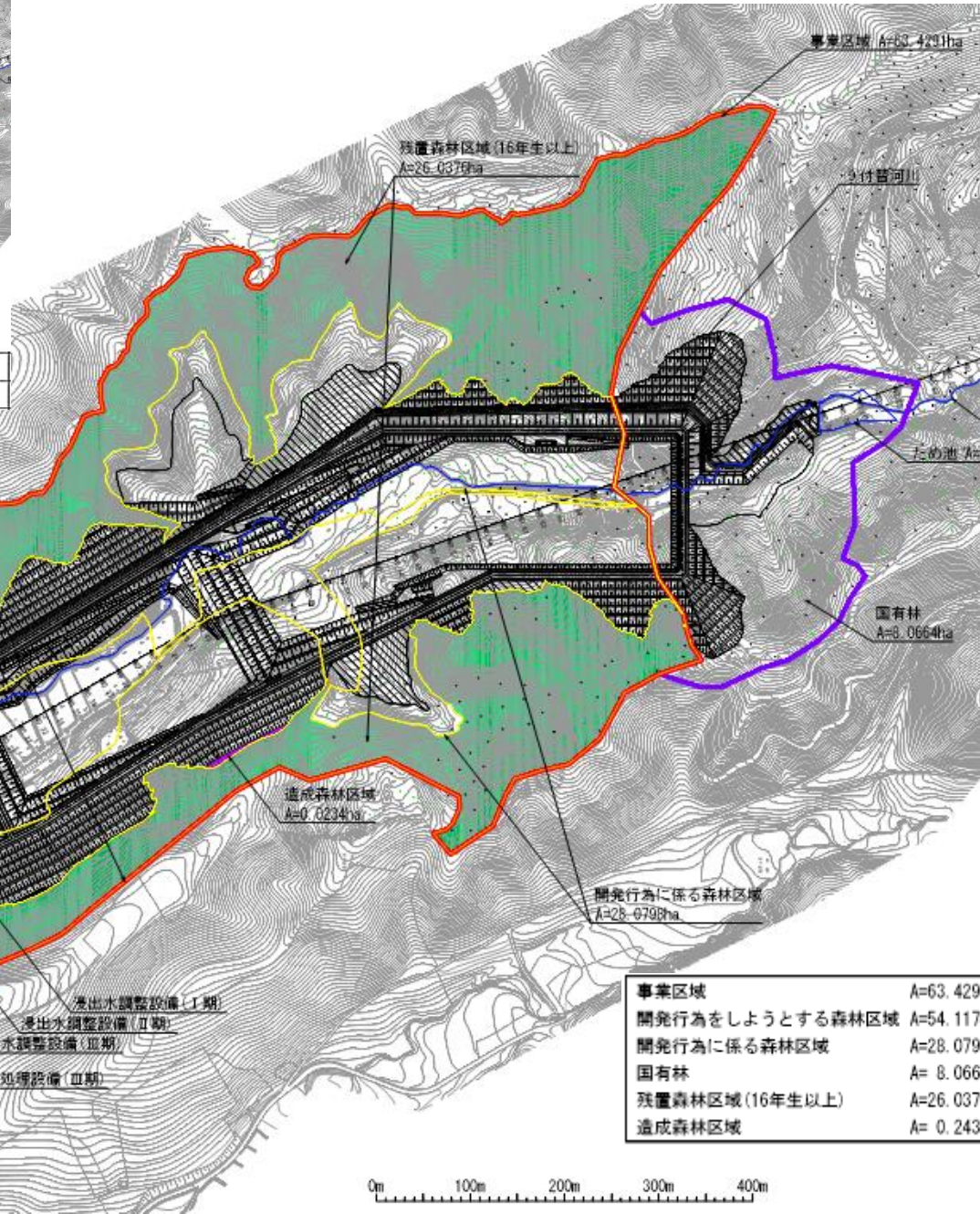
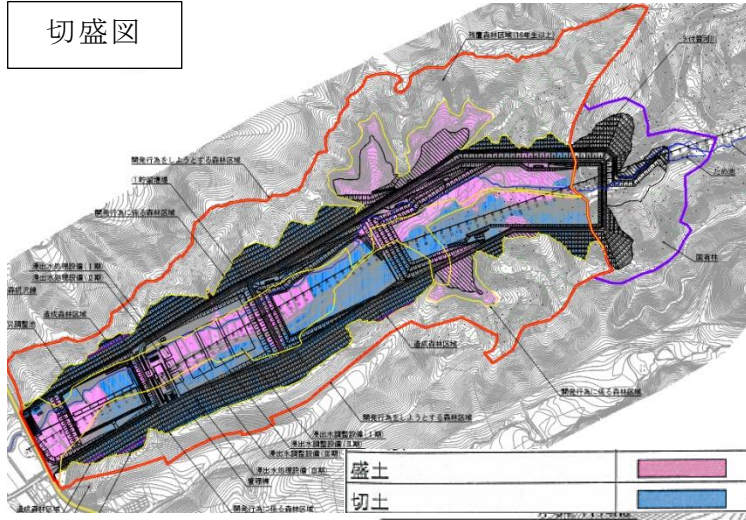


3 開発行為の概要

事業目的	産業廃棄物管理型最終処分場の建設を目的として、工場、事業場の設置を行うもの				
開発面積等	単位：h a				
	事業区域 面積	森林面積の内訳			その他の面積 (5条森林外)
		開発面積	残置面積	計	
63.4291	28.0798	26.0376	54.1174	9.3117	
※全体事業区域：71.7067ha（国有林等：8.2776ha）					
主な工種	土工	切土 1,168 千m ³ 、盛土 471 千m ³ 、残土 645 千m ³			
	排水施設工	自由勾配側溝 2,260m、U型側溝 1,837m、ボックスカルバート 185m、現場打水路 35m、排水フリーム 1,585m、暗渠管 38m			
	防災施設工	洪水調整池兼沈砂池 1 基			
土地所有者数 と筆数	事業団、個人（2名）、市、土地改良区 合わせて 73 筆				

切盛図

利用計画図



4 開発計画及び審査結果

審査基準	許可基準	開発計画	結果
(1) 災害の 防止	【土工（切土・盛土）の安定】 1 切土 (1)勾配：1：0.8～1.2 (2)小段：高さ5mないし10m毎に水平巾1.0m以上の小段を設置すること。	切土勾配 1：1.5（高さ0～10m） 1：1.6（高さ10～20m） 1：1.8（高さ20m以上） 高さ5m毎に幅1.5mの小段を設置	○
	2 盛土 (1)勾配：盛土高が1.5mを超える場合には、原則として勾配が35度以下(1:1.4以上)であること。 (2)小段：原則として5m毎に幅1.0m以上の小段を設置すること。	盛土勾配 1：2.5、1：3.0 高さ5m毎に幅2.0mの小段を設置	○
	3 法面保護 法面が雨水等により浸食されるおそれがある場合は、法面保護の措置を講じること。	植生基材吹付または種子散布による法面保護を行う	○
	【排水施設】 10年確率で想定される雨量の1.2倍以上の流下能力	排水施設の全てについて、10年確率で想定される雨量の1.2倍以上の流下能力を有する構造	○
	【流出土砂貯留施設】 開発地から流出する土砂の1.2倍以上の貯留能力	洪水調整池兼沈砂池について、流出する土砂の1.2倍以上の土砂貯留能力を有する構造	○
(2) 水害の 防止	【洪水調整池】 30年確率で想定される洪水流量を超える貯留能力	洪水調整池兼沈砂池について、「必要調整容量<設置容量」となる貯留能力を有する構造	○
(3) 水の確保	【流出土砂貯留施設】 流水中の土砂を沈殿・堆積させたくえて、上澄みのみを流下させるため、有効水深1.0m以上を確保	洪水調整池兼沈砂池及び沈砂池について、有効水深1.0m以上を確保する構造	○
(4) 環境の保全	【残置森林または造成森林】 事業区域内における森林率おおむね25%以上	森林率 48.6% (>25%) 開発地の周辺におおむね30m幅の残置森林、造成森林を配置	○
(5) 一般的 事項	【開発に係る権利の取得状況】 土地所有者の同意を得ていること。 （所有権、地上権、賃借権、抵当権等）	土地所有者1名と売買契約を締結済み。または1名は現在取得手続中。市と土地改良区の土地については、一部取得手続き、一部借地手続中である。	○
	【資金計画】 資金の調達方法等	全体の事業費は27,100百万円を見込んでいる。なお、事業費のうち林地開発（土地造成）費用は、15,482百万円を見込んでいる。 また、資金は国交付金、県補助、県からの借入金からの調達を見込んでいる。	○
	【残置森林等維持管理協定】 市町村長と協定を締結していること。	八幡平市と残置森林等の維持管理協定書を締結予定。	○

5 開発計画及び審査結果（続き）

	<p>【直接影響を受けるものと見込まれる者の同意等】 水利権、排水施設管理者、自治会等の同意</p>	<p>用排水施設管理者、栲沢、一級河川赤川管理者に対して協議し了承済であり、今後同意書を取得予定である。</p> <p>また、自治会等の同意に代わるものとして、市からの要望についての覚書を平成28年2月8日付で県と市で締結している。</p>	<p>○</p>
--	--	--	----------

以上の基準について、開発計画は許可基準を満たしているもの。また、申請者には異常気象時における当該林地開発行為に起因する災害が発生しないよう、予め気象予報（降雨量、風速等）に応じた警戒配備計画や開発地の定期的巡回活動及び点検計画を策定するなど、保全に万全の措置を講じるよう申し述べ、了解されているもの。

6 意見照会結果

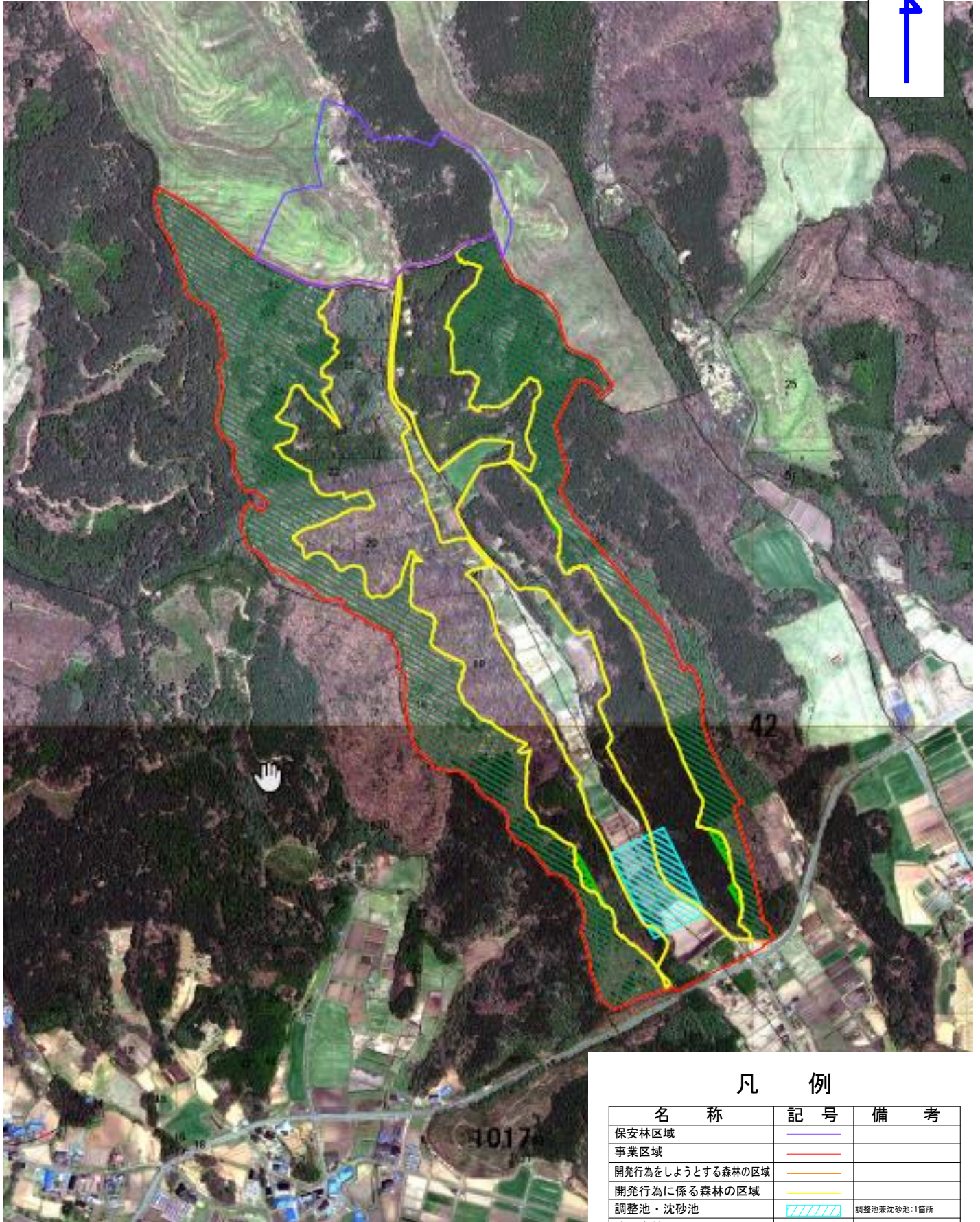
意見照会先	開発規制法等	意見
八幡平市長	市町村における土地利用計画、開発規制等との関連	<p>令和元年9月18日付け資循第21-5号で岩手県環境生活部資源循環推進課総括課長より市へ廃棄物処理施設等について照会があったことにより、下記のとおり関係各課からの意見を取りまとめておりますので、必要に応じ担当課と協議願います。</p> <p>(企画財政課) 各担当課からの個別意見について、必要に応じて担当課と詳細を確認していただき、対応願います。 事業推進により今後も国土利用計画法第23条第1項に基づく届出が必要な場合は、遅滞なく提出願います。</p> <p>(地域振興課) 土地の取得等において、文化財保護法に関する意見はありません。なお、事業予定区域については、平成29年度に岩手県で分布調査済みです。</p> <p>(市民課) 環境：事業について事前説明を受け協議済みであり、特に意見はありません。</p> <p>(税務課) 土地の売買契約に伴う所有権移転登記は遅滞なく手続き願います。</p> <p>(商工観光課) (景観に関する事) 特に意見はありませんが、事業の推進に際しては周辺景観に配慮願います。</p> <p>(建設課) 都市計画区域外に位置しており、用途地域の指定もありません。市道に進入路を接続する際には、建設課管理係に協議願います。 市が管理する水路等に排水放流する場合、また、敷地からの表面排水が市道に影響する場合は、建設課管理係に協議願います。 (緑地・広場及び公園に関する事項) 開発計画の技術的内容に関する事前指導により、許可不要施設を確認済みです。 岩手の景観の保全と創造に関する条例及びふるさと景観条例に基づく届出は不要です。</p> <p>(上下水道課) この地区は、公共下水道等の区域外です。給水を必要とする場合、事前に協議願います。</p> <p>(防災安全課) (道路、消防水利に関する事) 特に意見はありません。</p> <p>(農林課) 森林法：地域森林計画対象民有林での開発面積の合計が1haを超えるため、林地開発許可申請が必要です。 農振法：対象地の一部農振地域は平成31年1月31日及び令和元年5月13日に変更決定済みです。</p> <p>(農業委員会) 農地法：当該地域に農地があるため、農地法第5条の申請が必要です。</p>

八幡平市長	開発協定等との関連	令和元年9月12日に産業廃棄物最終処分場に関する運営協定について協議済、これから県・市・申請者の三者で協定締結の予定です。
	市町村における地域開発構想等との関連	都市計画区域外のため、林地開発行為が許可されれば問題ないと判断します。
	地域住民の意向との関連	平成28年2月8日付けで県と市とで、市からの要望についての覚書を締結、地域住民の健康及び生活環境が損なわれるおそれはないと判断します。
	その他	特にありません。
県庁 環境保全課	国土利用計画法	意見なし。 【参考事項】 一定規模以上の土地に関する権利について、対価の授受を伴う移転又は設定を行う場合には、契約を締結した日から2週間以内に届出が必要となります。（届出窓口は、八幡平市企画財政課です。） 届出が必要な面積は、以下のとおりです。 ・市街化区域：2,000㎡ ・市街化区域を除く都市計画区域：5,000㎡以上 ・その他の区域：10,000㎡以上
県庁 自然保護課	自然公園法 自然環境保全法 岩手県自然環境保全条例 鳥獣保護管理法 県立自然公園条例	○岩手県自然環境保全条例 特別地域、普通地域には該当しないが、開発面積により、大規模開発行為に該当する可能性があることから、事前に相談及び必要な手続きを実施すること。 【参考事項】 ○岩手県自然環境保全指針 開発予定地は、岩手県環境保全指針による保全区分がEと評価されているので、事業の実施に当たっては、自然環境の保全に配慮すること。 ○岩手県希少野生動植物の保護に関する条例 事業予定地周辺ではいわてレッドデータブックに掲載されている希少な動植物の生息が過去に確認されています。 岩手県希少野生動植物の保護に関する条例では、事業者の責務として、事業活動に伴って生ずる希少野生動植物の生息又は生育の環境の悪化を防止するため当該環境への負荷の低減に努めることとされていることから、専門家の意見を聞くなど十分な調査を行うとともに、希少野生動植物の生息・生育が確認された場合は、適切な保護措置を講ずるよう努めてください。

6 意見照会結果（続き）

<p>県庁 教育委員会 事務局 生涯学習 文化財課</p>	<p>文化財保護法</p>	<p>当該事業地には岩手県遺跡台帳に登録されている周知の埋蔵文化財包蔵地が所在しません。工事中に遺跡を発見した場合は地元の八幡平市教育委員会と協議をしてください。</p> <p>【参考事項】 国有林地内の事業予定地には柵沢Ⅱ遺跡が所在し、令和2年度に発掘調査予定です。</p>
<p>県庁 資源循環 推進課</p>	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律</p>	<p>令和元年11月18日付けで廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく一般廃棄物処理施設設置許可申請書及び産業廃棄物処理施設設置許可申請書の提出を受けており、現在審査中です。</p>
<p>盛岡広域 振興局 農政部</p>	<p>農業振興地域整備に関する法律 農地法</p>	<p>農業振興地域整備計画変更済み（農用地区域→農用地区域外） 農地転用許可済み ともに規制に対する手続き完了済み</p>
<p>盛岡広域 振興局 土木部</p>		<p>開発区域内から排出する雨水排水等の流量については、最終流出先となる一級河川赤川の管理に支障を来さないよう、開発前の流量以下になるよう場内で適切に洪水調節されたい。 また、排水の水質について、関係法令に則り適切に処理した後に放流されたい。</p>
<p>盛岡広域 振興局 保健福祉 環境部</p>	<p>土壌汚染対策法 (参考事項)</p>	<p>3,000m²以上の土地の形質変更を行う場合には土壌汚染対策法第4条に基づく届出が必要（変更の着手30日前） 廃棄物処理法については施設設置許可申請手続き中</p>

衛星画像



凡 例

名 称	記 号	備 考
保安林区域	———	
事業区域	———	
開発行為をしようとする森林の区域	———	
開発行為に係る森林の区域	———	
調整池・沈砂池	//////	調整池兼沈砂池:1箇所
残置森林	//////	16年生以上
造成森林	XXXXXX	